

各民間認可保育所園長 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第 1 課

令和 6 年度川崎市保育体制強化事業補助金の申請手続きについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記補助金について、令和 6 年度の交付手続きを次のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。

1 事業概要

地域の多様な人材を活用し、保育士の負担軽減や働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守りが必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とし、保育支援者及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

(1) 対象となる保育所

令和 6 年 4 月 1 日以降に保育支援者またはスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を図る施設。

なお、保育支援者及びスポット支援員のどちらも配置する場合にはそれぞれ別の者を配置すること。

ア 保育支援者の要件

- (ア) 保育士資格を有しない者
- (イ) 保育に係る以下の業務のうち、a を含み 2 つ以上を行っていること
 - a 児童の園外活動時の見守り等（必須）
 - b 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - c 給食の配膳、あとかたづけ
 - d 寝具の用意・あとかたづけ
 - e 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - f その他保育士の負担軽減に資する業務
- (ウ) 平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに保育所に設置された者であること
- (エ) 子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象になっていないこと（一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと）
- (オ) 市が認める交通安全に関する講習会等を修了すること

イ スポット支援員の要件

- (ア) 保育時間において、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間にスポット的に配置し、安全な保育体制の強化に従事すること
- (イ) 平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに保育所に設置された者であること
- (ウ) 子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象になっていないこと（一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと）

(2) 補助対象経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日のうち、当該施設において、保育支援者またはスポット支援員の配置に要する費用。

(3) 補助基準額（月額上限）

ア 保育支援者 14万5千円

イ スポット支援員 4万5千円

どちらも交付申請書に基づく概算払いを行い、その後、実績報告をもって精算を行うものとする。

2 申請手続きについて

(1) 提出書類について

ア 保育支援者の配置に係る申請

(ア) 川崎市保育体制強化事業補助金交付申請書（第1号様式）

(イ) 実施計画書

(ウ) 保育支援者に係る雇用契約書、労働条件通知書等の雇用状況がわかる書類

※派遣職員や委託職員を配置する場合には、配置に要する費用のうち、人件費相当分が明確に分かる書類を提出ください。管理会社等からの既存書類では不明瞭な場合には、別途「委託費等積算内訳書」を併せて御提出ください。

(エ) 本事業に係る収支予算書、交付額算出表

(オ) 園外活動を実施する上での手引き

※ 「園外活動を実施する上での手引き」としては「園外保育及び散歩マニュアル」「散歩マップ」「園外保育計画書」「散歩計画書」「チェックリスト」「安全計画」の6点を御提出ください。

イ スポット支援員の配置に係る申請

(ア) 川崎市保育体制強化事業補助金交付申請書（第1号様式の2）

(イ) 保育支援者に係る雇用契約書、労働条件通知書等の雇用状況がわかる書類

※派遣職員や委託職員を配置する場合には、配置に要する費用のうち、人件費相当分が明確に分かる書類を提出ください。管理会社等からの既存書類では不明瞭な場合には、別途「委託費等積算内訳書」を併せて御提出ください。

(ウ) 本事業に係る収支予算書、交付額算出表

(2) 提出期限

ア・イどちらも令和6年8月2日（金）【厳守】

※ 対象者や交付申請額等に変更が生じた場合には、変更交付申請書や実施計画書（保育支援者の変更に限る）等の提出が必要となります。変更が生じた場合には速やかに保育第1課まで御連絡ください。

(3) 提出方法

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/bd61c21c-41dc-44b4-acc7-5ba2bd1b9fc7/start>

必ず上記、指定の URL から対象事業ごとフォルダを分け、フォルダ名に必ず園名及び対象事業名を入れて、御提出いただきますようお願いいたします。

例) ○○保育園_保育支援者

○○保育園_スポット支援員

4 年間のスケジュールについて

令和6年度については下記スケジュールを予定しております。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R7.4月	5月
交付申請書の提出	申請	8月2日 ㄨ									
補助金交付（概算）		申請書等の審査 交付決定・支払									
講習会等の受講	受講期間										
受講報告書の提出	随時提出						12月27日 ㄨ				
受講証明書の発行							証明書発行				
変更交付申請書・ 実績報告書の提出									実績 報告	4月4日 ㄨ (予定)	
額の確定・精算										精算	

園から市への手続き 市での処理

5 注意事項

保育支援者においては、市が認める交通安全に関する講習会等の修了を要件としていますが、例年、受講しておらず、申請取り下げとなるケースが見られます。交付申請後、対象者の追加を行った場合においても、別途「講習会等の実施について（6川こ保1第573号）」において案内している期日までに講習会等の受講を修了することが必須となりますので、適切に管理していただきますようお願いします。

（給付・指導担当）

電 話 044-200-2662

電子メール 45hoiku@city.kawasaki.jp